

土木工事「監督段階におけるチェックシート」記入マニュアル

平成16年9月29日制定

平成18年5月22日一部改正

平成29年3月31日一部改正

(目的)

第1 本マニュアルは、工事施工中の施工体制、工程管理、安全管理等を把握し、問題点を早期に改善することにより、工事全般の質の向上を図ることを目的とする「監督段階におけるチェックシート」の対象工事や記入方法等を定めたものである。

(対象工事)

第2 対象工事は、請負金額250万円以上の請負工事（建築工事（建築設備を含む。）を除く。）

(概要)

第3 監督段階におけるチェックシートは、「提出書類編」及び「現場確認編」で構成されており、「提出書類編」は工事の施工に当たり、発注者が建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書等による書面の確認を行うために活用する。

また、「現場確認編」は、施工中に現場で確認すべき事項について、実施状況を把握するために活用する。

(記入方法等)

第3 原則として主任監督員が記入するものとする。

- 1 このチェックシートは、主任監督員が管理し、課内又は係内で共有すること。
- 2 このチェックシートは、中間検査及び完成検査時において、立会人及び検査員の工事成績評定の基礎資料とするため、各評定者に提示すること。
- 3 このチェックシートは、完成検査終了後、考査項目別運用表とあわせて工事成績評定表に添付して保管するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成16年10月1日から施行し、同日以降に行う監督業務から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成18年5月22日から施行し、同日以降に行う監督業務から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成29年4月1日から施行し、同日以降に行う監督業務から適用する。

別紙-8

監督段階におけるチェックシート

工 事 名			
箇 所 名			
工 期	(当初) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (第1回変更) / ~平成 年 月 日 (第2回変更) / ~平成 年 月 日	(完成通知日) 令和 年 月 日	
受 注 者			
請 負 代 金	(当初) / ¥ -	(第1回変更) / ¥ -	(第2回変更) / ¥ -
一 次 下 請 総 額	(総額) ¥ -	(市内) ¥ -	(市外) ¥ -
現 場 代 理 人			
監 理 (主 任) 技 術 者			
総 括 監 督 員			
主 任 監 督 員			
一 般 監 督 員			

総括監督員	主任監督員	一般監督員

- ※ 記入は主任監督員が行うものとする。
- ※ この「監督段階におけるチェックシート」は、主任監督員が管理し、課内若しくは係内で共有する。
- ※ 表中「適宜※」とある場合の把握頻度は、施工時1回(工期の中頃)並びに完成時に行うことを目安とする。
- ※ この「監督段階におけるチェックシート」は、完成検査時に行う立会人及び検査員の工事成績評定の基礎資料とするため、中間検査・完成検査においては、各評定者に提示すること。
- ※ 提出書類等で他のチェックシート等で把握済みのものはその旨を把握欄に記入し添付することでこのチェックシートの記入に替えるものとする。

監督段階におけるチェックシート提出等書類編 (2/15)

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

<input type="checkbox"/>	設計図書の照査	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿	受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
<input type="checkbox"/>	契約図書等の使用制限	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

<input type="checkbox"/>	一般事項	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿	工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	記載内容の一部省略	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる
<input type="checkbox"/>	変更施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿	その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	詳細施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿	監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出
<input type="checkbox"/>	重要構造物	施工管理	-	-		施工計画書へ記載	設計図書の読み間違えや測量の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	総合評価方式	-	-	-		施工計画書へ記載	提出した技術資料に記載した内容について、施工計画書に記載

1-1-1-5 CORINSへの登録

<input type="checkbox"/>	受注 (確認)	<input type="checkbox"/>	受注 (提示)	施工体制	確認	-		○	△	△	-	-	-	
<input type="checkbox"/>	変更 (確認)	<input type="checkbox"/>	変更 (提示)	施工体制	確認	-		○	△	△	-	-	-	受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認
<input type="checkbox"/>	完成 (確認)	<input type="checkbox"/>	完成 (提示)	施工体制	確認	-		○	△	△	-	-	-	登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示
<input type="checkbox"/>	訂正 (確認)	<input type="checkbox"/>	訂正 (提示)	施工体制	確認	-		○	△	△	-	-	-	

1-1-1-10 施工体制台帳

<input type="checkbox"/>	一般事項	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿	下請負契約がある場合、建設工事請負契約約款第7条の規定に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出。変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	発注者との契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付	
<input type="checkbox"/>	下請契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付	
<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付	
<input type="checkbox"/>	監理技術者の雇用関係	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付	健康保険証の写し等
<input type="checkbox"/>	専門技術者	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付	資格及び雇用関係を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	施工体系図	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿	特定建設業の許可の有無にかかわらず、また、当該下請契約の請負代金額の多寡にかかわらず、遅滞なく各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、その写しを監督職員に提出。変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	施工体制台帳等変更時の処置	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿	施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	工事担当技術者台帳	施工体制	提出	受理		施工体制台帳へ添付	施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	役割分担表	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿	施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出

別紙-8

凡例	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注）（建設部次長）は建設部案件のみ決裁供覧とする。	
					一般監督員	主任監督員	総括監督員 （建設部次長）	部長	工事検査員		
<input type="checkbox"/> 原則、必須事項 <input type="checkbox"/> 事由により生じる事項 <input type="checkbox"/> 別書類への記載又は添付事項											
1-1-1-12 調査・試験に対する協力											
<input type="checkbox"/>	独自の調査・試験を行う場合の処置	-	承諾	承諾						工事打ち合わせ簿	工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない
1-1-1-13 工事の一時中止											
<input type="checkbox"/>	基本計画書の作成	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出
1-1-1-16 支給材料及び貸与物件											
<input type="checkbox"/>	支給品精算書	施工管理	提出	收受						-	工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出
<input type="checkbox"/>	修理等	-	承諾	承諾						工事打ち合わせ簿	支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない
1-1-1-17 工事現場発成品											
<input type="checkbox"/>	現場発成品調書	施工管理	提出	收受						-	監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出
1-1-1-18 建設副産物											
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	承諾	承諾						工事打ち合わせ簿	掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	マニフェスト	施工管理	提示	-						○ ○ △ - -	適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示
<input type="checkbox"/>	再生資源利用計画	施工管理	提出	-							請負代金額100万円以上の工事について、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合
<input type="checkbox"/>	再生資源利用促進計画	施工管理	提出	-							請負代金額100万円以上の工事について、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合
<input type="checkbox"/>	再生資源利用実施書	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	工事完成時
<input type="checkbox"/>	再生資源利用促進実施	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	工事完成時
<input type="checkbox"/>	広島県土砂条例に係る受理書	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	搬出先の施設が広島県土砂条例の規制を受ける場合は、その施設が土砂を適正に処理している資料（広島県土砂条例に係る受理書又は許可書の写し等）を提出
1-1-1-19 工事完成図											
<input type="checkbox"/>	工事完成図の作成	-	承諾	承諾						工事打ち合わせ簿	各種ブロック製作等工事的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる
1-1-1-20 工事完成検査											
<input type="checkbox"/>	工事完成通知書	-	通知	收受						○ ○ ○ ○ ○ ○	建設工事請負契約約款第31条及び第38条の2の規定に基づき、完成通知書を工期の終期日の13日前までに、監督職員に通知
1-1-1-21 部分払検査											
<input type="checkbox"/>	出来高に関する資料	-	提出	收受						○ ○ ○ - -	建設工事請負契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	履行報告書	-	提出	收受						○ ○ ○ - -	中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出
1-1-1-23 施工管理											
<input type="checkbox"/>	記録及び関係書類	施工管理	提出	受理						工事打ち合わせ簿	出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出
<input type="checkbox"/>	記録及び関係書類	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行う
1-1-1-24 履行報告											
<input type="checkbox"/>	工事履行報告書	-	提出	受理						○ ○ - - -	建設工事請負契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

1-1-1-26 工事中の安全確保

<input type="checkbox"/>	第三者の立入禁止措置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする
<input type="checkbox"/>	イメージアップ実施内容	-	-	-		施工計画書へ記載	具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定
<input type="checkbox"/>	イメージアップ実施写真	-	-	-		工事写真	
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載	工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	地下埋設物等の調査	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿	工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告
<input type="checkbox"/>	施工の安全確保	-	-	-		施工計画書へ記載	安全対策については、施工計画書に必要事項を記載
<input type="checkbox"/>	事前調査結果報告書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し、その結果を任意様式で提出。契約書に定める工事始期日以降30日以内
<input type="checkbox"/>	接触・切断等事故防止対策計画書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し、その結果を任意様式で提出。該当工種の着手日の7日前まで
<input type="checkbox"/>	埋設物件等の場合(事前)	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	埋設物件等の場合(事後)	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	点検結果の報告	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿	防護対策等の状況を日々点検し、結果について監督職員に報告

1-1-1-27 爆破及び火災の防止

<input type="checkbox"/>	火気の使用	-	-	-		施工計画書へ記載	火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載
--------------------------	-------	---	---	---	--	----------	--

1-1-1-29 事故報告書

<input type="checkbox"/>	工事事故報告書	-	提出	受理		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに工事事故報告書を提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	-----------------	--

1-1-1-30 環境対策

<input type="checkbox"/>	苦情対応	工程管理	報告	受理		工事打ち合わせ簿	第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告
<input type="checkbox"/>	注意義務	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	排出ガス対策型建設機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	設計により難しい場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	特定特殊自動車の燃料	-	提示	-		△ △ △ - - -	特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示
<input type="checkbox"/>	特定調達品目	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	調達実績の集計結果を監督職員に提出

1-1-1-31 文化財の保護

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--

1-1-1-32 交通安全管理

<input type="checkbox"/>	交通安全等輸送計画	-	-	-		施工計画書へ記載	ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	適正な交通誘導	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること。尚、配置については、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	交通誘導員の配置計画	-	-	-		施工計画書へ記載	現道上の作業においては、円滑(公平)な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	交通誘導員の配置計画	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議

別紙-8

凡例	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注）（建設部次長）は建設部案件のみ決裁供覧とする。	
					一般監督員	主任監督員	総括監督員 （建設部次長）	部長	工事検査員		
<input type="checkbox"/> 原則、必須事項 <input type="checkbox"/> 事由により生じる事項 <input type="checkbox"/> 別書類への記載又は添付事項											
1-1-1-33 施設管理											
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議
1-1-1-34 諸法令の遵守											
<input type="checkbox"/>	不適当な契約図書の措置	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議
1-1-1-35 官公庁等への手続き等											
<input type="checkbox"/>	許可、承諾等	対外関係	提示	-						工事打ち合わせ簿	諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示 監督職員から請求があった場合は、写しを提出
<input type="checkbox"/>	許可諸条件の遵守	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	交渉内容明確化	-	報告	受理						工事打ち合わせ簿	交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更											
<input type="checkbox"/>	施工時間の変更	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	休日又は夜間の作業連絡	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出
1-1-1-37 工事測量											
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	提出	受理						工事打ち合わせ簿	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、測量結果を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	工事測量標の取扱い	-	承諾	承諾						工事打ち合わせ簿	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる
<input type="checkbox"/>	工事測量標の取扱い	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議
1-1-1-38 不可抗力による損害											
<input type="checkbox"/>	損害確認通知書	-	通知	收受						○ ○ ○ ○ ○ ○ -	災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が建設工事請負契約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合
1-1-1-39 特許権等											
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示						工事打ち合わせ簿	特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	保全措置	-	協議	指示						○ ○ ○ ○ ○ ○ -	業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議
1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償											
<input type="checkbox"/>	掛金収納書の提出	施工体制	報告	收受						○ ○ ○ - - -	受注者は、請負代金額が300万円以上の工事においては、建設業退職金共済制度における共済証紙を購入した場合は、その購入状況を工事完成時までに書面で報告。共済証紙を購入しなかった場合には、その理由を書面により発注者に報告
1-1-1-41 臨機の措置											
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	通知	受理						工事打ち合わせ簿	災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知
1-1-1-42 不具合等発生時の措置											
<input type="checkbox"/>	不具合等発生時の措置	-	通知	受理						工事打ち合わせ簿	工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合、その内容を監督職員に直ちに通知

別紙-8

凡例	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
<input type="checkbox"/> 原則、必須事項										
<input type="checkbox"/> 事由により生じる事項										
<input type="checkbox"/> 別書類への記載又は添付事項										

1-1-1-45 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

<input type="checkbox"/> 現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	建設工事請負契約款第10条に基づき契約締結後14日以内に監督職員を通じて発注者に提出。これらを変更した場合も同様
<input type="checkbox"/> 資格証明	配置技術	-	-		添付						建設業法等により必要となる資格を証明できるものの写しを添付(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付)
<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証	配置技術	-	-		添付						監理技術者資格者証の写し(表、裏とも)及び指定講習受講修了証の写しを添付
<input type="checkbox"/> 雇用関係の確認	-	-	-		添付						現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付
<input type="checkbox"/> 誓約書	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	

1-1-1-46 下請負状況

<input type="checkbox"/> 理由書	施工体制	提出	收受		○	○	○	-	-	-	市外に主たる営業所を有する業者に発注する場合は、あらかじめ市外業者を下請業者とする理由書を提出
<input type="checkbox"/> 下請負人名簿	-	-	-		-	-	-	-	-	-	施工体制台帳の提出を求めるため不要

1-1-1-48 台帳等の整備

<input type="checkbox"/> 関係台帳等	-	提出	-		-	-	-	-	-	-	工事完成図書に含まれる
--------------------------------	---	----	---	--	---	---	---	---	---	---	-------------

1-1-1-49 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

<input type="checkbox"/> 責任者の配置	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿						暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第2項に規定される講習(以下「講習」という。)を受講し、その修了書の写しを速やかに提出
<input type="checkbox"/> 不当介入	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿						暴力団等から不当要求又は工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告
<input type="checkbox"/> 被害届	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿						暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告
<input type="checkbox"/> 被害届受理証明書	-	-	-		-	-	-	-	-	-	当該被害により、工期の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、発注者に工期延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/> 原則、必須事項 <input type="checkbox"/> 事由により生じる事項 <input type="checkbox"/> 別書類への記載又は添付事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分				
						一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員
						注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。				

第2章 土工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1-2-3-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	発生土の受入れ地等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載	建設発生土処理にあたり施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき次の事項を施工計画書に記載 (1) 処理方法(場所・形状等)、(2) 排水計画、(3) 場内維持等
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地の実測	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	伐開発生物の処理方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-3-2 掘削工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知

1-2-3-3 盛土工

<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	採取場の実測	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一段階の盛土高さ	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手
<input type="checkbox"/>	異常時の処置(軟弱地盤)	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	押さえ盛土の施工計画	-	-	-		施工計画書へ記載	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映

1-2-3-4 盛土補強工

<input type="checkbox"/>	盛土材の確認	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	基盤面の排水処理	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	盛土横断方向の面状補強材	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	敷設困難な場合の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	壁面工の段数	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	壁面工付近等の締固め	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンバクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	壁面変位の観測	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-3-5 法面整形工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	崩壊のおそれのある箇所等の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分				
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。				

第4節 道路土工

1-2-4-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	湧水処理	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	工事箇所にて工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載	建設発生土処理にあたり施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき次の事項を施工計画書に記載 (1) 処理方法(場所・形状等)、(2) 排水計画、(3) 場内維持等
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地の実測	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿	土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	伐開発生物の処理方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一段階の盛土高さ	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手
<input type="checkbox"/>	異常時の処置(軟弱地盤)	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知

1-2-4-2 掘削工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	自然崩壊等異常時の処理	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	路床面の支持力	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	硬岩掘削時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復

1-2-4-3 路体盛土工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	路体盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議 ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	採取場の実測	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿	土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-4-4 路床盛土工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿	路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督職員と協議 ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	土の採取	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿	土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-4-5 法面整形工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 レディーミクストコンクリート

<input type="checkbox"/>	適用規定 (2)	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--

第2節 適用すべき諸基準

<input type="checkbox"/>	適用規定	-	承諾	承諾	協議	指示	工事打ち合わせ簿	設計図書において特に定めのない事項については、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	塩分の浸透防止	-	協議	指示			工事打ち合わせ簿	アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議

第3節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	水セメント比が満足しない場合	-	承諾	承諾			工事打ち合わせ簿	水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を設計図書に関して監督職員に承諾を受けて使用することができる
--------------------------	----------------	---	----	----	--	--	----------	---

1-3-3-2 工場の選定

<input type="checkbox"/>	配合計画書	-	提出	受理			工事打ち合わせ簿	第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を、使用するまでに監督職員へ提出
--------------------------	-------	---	----	----	--	--	----------	---

1-3-3-3 配合

<input type="checkbox"/>	材料変更等	-	協議	指示			工事打ち合わせ簿	使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議
--------------------------	-------	---	----	----	--	--	----------	--

第5節 現場練りコンクリート

1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ

<input type="checkbox"/>	計量装置	-	-	-			施工計画書へ記載	各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載
<input type="checkbox"/>	材料の計量	-	承諾	承諾			工事打ち合わせ簿	現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JISA1111若しくはJISA1125又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない
<input type="checkbox"/>	材料の計量	-	協議	指示			工事打ち合わせ簿	第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議
<input type="checkbox"/>	練混ぜ	-	協議	指示			工事打ち合わせ簿	機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

第6節 運搬・打設

1-3-6-3 運搬

<input type="checkbox"/>	トラックアジテータ	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議
--------------------------	-----------	---	----	----	--	----------	--

1-3-6-4 打設

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間は1.5時間以内。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載	1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	コンクリートポンプ使用時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	シュート使用時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない

1-3-6-7 打継目

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	ひび割れ誘発目地	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督職員と協議

1-3-6-9 養生

<input type="checkbox"/>	温度抑制養生	-	-	-		施工計画書へ記載	温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	蒸気養生等	-	-	-		施工計画書へ記載	蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	蒸気養生等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議

第7節 鉄筋工

1-3-7-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	照査	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議
--------------------------	----	---	----	----	--	----------	--

1-3-7-3 加工

<input type="checkbox"/>	鉄筋の曲げ半径	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	---------	---	----	----	--	----------	--

1-3-7-4 組立て

<input type="checkbox"/>	鉄筋かぶり確保	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議
--------------------------	---------	---	----	----	--	----------	---

1-3-7-5 継手

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	---

1-3-7-6 ガス圧接

<input type="checkbox"/>	圧接工の資格	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	施工できない場合の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

第8節 型枠・支保

1-3-8-3 組立て

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	-	-		施工計画書へ記載	外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載
--------------------------	------	---	---	---	--	----------	-------------------------------------

1-3-8-4 取り外し

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	-	-		施工計画書へ記載	設計図書に定められていない場合には、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載
<input checked="" type="checkbox"/>	強度確認	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	型枠脱型時のコンクリート強度は、試験結果表を監督職員に提出

第9節 暑中コンクリート

1-3-9-2 施工

<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載	遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載
--------------------------	-------	---	---	---	--	----------	--

第10節 寒中コンクリート

1-3-10-2 施工

<input checked="" type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議
-------------------------------------	------	---	----	----	--	----------	---

第12節 水中コンクリート

1-3-12-2 施工

<input type="checkbox"/>	水中コンクリートの打設方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	ケーシング、トレミー又はコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議
<input checked="" type="checkbox"/>	底開き箱及び底開き袋による打設	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない

第13節 水中不分離性コンクリート

1-3-13-3 コンクリートの製造

<input checked="" type="checkbox"/>	練混ぜ	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督職員と協議
-------------------------------------	-----	---	----	----	--	----------	---

第14節 ブレバックドコンクリート

1-3-14-3 施工

<input type="checkbox"/>	型枠	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	注入管の配置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	注入	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					工事検査員	注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	(建設部次長)	部長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第2編 材料編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

<input type="checkbox"/>	一般事項	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿	品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出
<input type="checkbox"/>	試験を行う工事材料	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	見本・品質証明資料	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	海外の建設資材の品質証明	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出

第3節 再生材

<input type="checkbox"/>		-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	工事に使用する材料について、該当するものは再生材を使用するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議
--------------------------	--	---	----	----	--	----------	--

第4節 登録リサイクル製品の使用

<input type="checkbox"/>	材料	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿	材料について、該当するものは登録リサイクル製品を使用しなければならない。ただし、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	登録証	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	登録リサイクル製品を使用する場合は、「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出
<input type="checkbox"/>	使用実績	-	-	-		△ △ △ - -	登録リサイクル製品を使用した場合は、その使用実績(登録番号、使用量等)について監督職員の確認を受け、別途、広島県環境県民局循環型社会課へ報告

第5節 主要資材の購入

<input type="checkbox"/>	主要資材購入先名簿	-	通知	收受		○ ○ ○ - -	資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督職員を通じて発注者に通知
<input type="checkbox"/>	理由書	-	-	-		- - - - -	主要資材の購入先については、できるだけ市内業者から購入するようお願いしていることから、市外業者を購入先とする理由書不要

第2章 土木工事材料

第2節 石

2-2-2-7 その他の砂利、砕石、砂

<input type="checkbox"/>	再生コンクリート砂	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出
--------------------------	-----------	---	----	----	--	----------	--

第7節 セメントコンクリート製品

2-2-7-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	塩化物含有量	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿	コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	アルカリ骨材反応抑制対策	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿	アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出

別紙-8

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					注) (建設部次長)は建設部案件のみ決裁供覧とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員 (建設部次長)	部長	工事検査員	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項										

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-2 請負代金内訳書

<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	-	-	-		-	-	-	-	-	入札時に請負代金内訳書の提出を求めているため不要
--------------------------	---------	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--------------------------

3-1-1-3 工程表

<input type="checkbox"/>	工程表	-	-	-		施工計画書へ記載					施工計画書の記載項目となっているため不要
--------------------------	-----	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	----------------------

3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等

<input type="checkbox"/>	立会依頼書の提出	施工管理	提出	-		○	△	△	-	-	監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会書を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	段階確認	-	-	-		施工計画書へ記載					主要な工事段階の区切りにおける段階確認については、設計図書又は、監督職員が指示するので、これを施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	段階確認	-	提出	-		○	△	△	-	-	事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	箇所にかかる書面	-	提出	-		○	△	△	-	-	監督職員が押印し確認した箇所に係る書面を、工事完成時までに監督職員へ提出

3-1-1-7 数量の算出

<input type="checkbox"/>	出来形数量	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿					土木工事数量算出要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出
--------------------------	-------	------	----	----	--	----------	--	--	--	--	--

3-1-1-8 工事完成図書の納品

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿					「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	-------------------------

3-1-1-11 工事中の安全確保

<input type="checkbox"/>	使用する建設機械	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--

3-1-1-15 創意工夫

<input type="checkbox"/>	評価できる項目	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに、監督職員に提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--

建設工事請負契約約款31条

<input type="checkbox"/>	引渡書	-	-	收受							発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
--------------------------	-----	---	---	----	--	--	--	--	--	--	---

工事担当部署 部 課

工事名 工事

主任監督員

別紙-8

確認内容	把握内容	把握時期	指示及び是正の有無			
			有無	内容(1)	内容(2)	内容(3)
1. 施工体制一般						
1 建設業許可標識	公衆の見やすい場所に掲示している	施工時1回程度				
2 再生資源利用（促進）計画	公衆の見やすい場所に掲示している	施工時1回程度				
3 建設業退職金共済制度	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している	施工時1回程度				
	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	施工時適宜				
4 労災保険関係成立票	労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない	施工時1回程度				
5 施工体制台帳	現場に備え付けられている	施工時の当初、変更時				
6 施工体系図	現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している	施工時の当初、変更時				
	記載のない業者が作業していない	施工時1回/月程度				
	施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	施工時の当初、変更時				
	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している	施工時の当初、変更時				
2. 配置技術者						
1 現場代理人	現場に常駐している（現場代理人を指名した場合）	施工時1回/月程度				
	監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。	施工時適宜				
2 専門技術者	配置している（専門技術者の配置を要している場合）	施工計画時、施工時適宜				
3 作業主任者	配置している（労働安全衛生法施行令第6条に該当する場合）	施工計画時、施工時適宜				
4 監理技術者（主任技術者）	施工体制台帳に記載された技術者と同一人である	着手前				
	現場に常駐している（請負代金額4,000万円以上の主任技術者及び監理技術者）	施工時1回/月程度				
	施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っている	施工時、打合せ時				
	施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている	施工時適宜				
5 施工監理補助業務	施工監理補助業務との対応が適切である。	施工時適宜				
6 下請負者の把握	下請負者が安芸高田市の建設工事入札参加資格を受けている者である場合には、営業停止、指名除外措置の対象となっていないこと。	施工時適宜				
3. 施工管理						
1 施工計画書	記載内容と現場が一致している	施工時適宜				
2 工事材料管理	工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理されている	施工時適宜				
3 出来形・品質管理	品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる	施工時適宜				
	日常の出来形・品質管理が書面に確認できる	施工時適宜				
4 イメージアップ	特記仕様書に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある	施工時適宜				
5 検査・立会等	段階確認の時期が適切である	施工時適宜				
6 工事の着手	工期始期日以降30日以内に着手している	着手時				
7 建設副産物・建設廃棄物	産業廃棄物収集運搬車両への表示と書面が備え付けられている	施工時適宜				
8 指定建設機械類の確認	指定建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している	施工時1回程度				

別紙-8

確認内容	把握内容	把握時期	指示及び是正の有無			
			有無	内容(1)	内容(2)	内容(3)
4 工程管理						
1 工程管理	フォローアップ等を実施し、工程管理を行っている	施工時適宜				
	現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。	施工時適宜				
	作業員の休日の確保を行った記録があり、整理されている	施工時適宜				
5 安全対策						
1 安全活動	災害防止協議会等を設置し、活動記録がある	施工時適宜				
	店社パトロールを実施し、記録がある	施工時1回/月程度				
	安全訓練等を実施し、記録がある	施工時適宜				
	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある	施工時適宜				
	新規入場者教育を実施し、記録がある	施工時適宜				
	過積載防止に取り組んでいる記録がある	施工時適宜				
	使用機械等の点検整備について整理されており、記録がある	施工時1回/月程度				
	重機操作で、誘導員配置や重機と人の分離措置がなされた点検記録等がある	施工時適宜				
	山留め、仮締切等の設置後の点検・管理が実施され、記録がある	施工時適宜				
	足場や支保工完成時や使用中の点検・管理が実施され、記録がある	施工時適宜				
2 安全パトロールの指摘事項の処理	保安施設等の整理、設置、管理が的確であり、記録がある	施工時適宜				
	指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、関係者に是正報告した記録がある	施工時適宜				
6 対外関係						
1 関係機関等	関係官公庁等の機関と折衝及び調整をした記録がある	施工時適宜				
	地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関するの苦情対応を適切に行い、記録がある	施工時適宜				
	隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある	施工時適宜				